

○宜野湾市水道事業給水条例

平成9年12月24日

条例第21号

宜野湾市水道事業給水条例（昭和47年宜野湾市条例第70号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第6条～第11条）
- 第3章 給水（第12条～第21条）
- 第4章 料金及び手数料（第22条～第33条の2）
- 第5章 管理（第34条～第39条）
- 第6章 貯水槽水道（第40条・第41条）
- 第7章 補則（第42条）

第1章 総則

（条例の目的）

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）その他法令に定めるもののほか、宜野湾市（以下「市」という。）水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 市水道事業の給水区域は、宜野湾市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成29年宜野湾市条例第21号）第4条第2項の規定によるものとする。

（平29条例26・一部改正）

（用語の定義）

第3条 この条例の用語は次の定義による。

- (1) 給水装置 需要者に水を供給するために市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をいう。
- (3) 検針日 料金算定の基準としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。
- (4) 消費税等相当額 消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額

に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額を合算した額をいう。

（平12条例56・平29条例26・令元条例4・令6条例13・一部改正）

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は次の4種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯若しくは2箇所以上で共用するもの
- (3) 連合専用給水装置 1個のメーターにより2戸（世帯）以上で連合して使用するもの
- (4) 私設消火栓 消防用に使用するもの

（使用者等の行為に対する責任）

第5条 給水装置の所有者、管理人、使用者（その家族、同居人、使用人、その他の従業者等を含む。）の行為については、この条例に定める責を負わなければならない。

第2章 給水装置の工事及び費用

（構造及び材質）

第6条 給水装置の構造及び材質については、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第6条及び管理者の定めるところによる。

（平18条例18・令元条例22・一部改正）

（給水装置工事の申込）

第7条 給水装置工事をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

（給水装置工事の費用負担）

第8条 給水装置工事に要する費用は、当該給水装置工事をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市水道事業においてその費用を負担することができる。

（工事の施行）

第9条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 指定給水装置工事事業者についての必要な事項は別に規程で定める。

(令元条例22・一部改正)

(給水管及び給水用具の指定)

第10条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、「配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(給水装置の変更等の工事)

第11条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又は、この条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生じることがあっても市は、その責を負わない。

(令元条例22・一部改正)

(給水契約の申込)

第13条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第14条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は、管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第15条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第16条 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 メーターは給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。
- 3 管理者は、給水量が口径別メーターの計量範囲を著しく超えている場合は、当該メーターを増径することができる。この場合の給水装置に係る費用は所有者の負担とする。

(令元条例22・一部改正)

(メーターの貸与)

第17条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

- 2 前項の保管者は、善良な注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 保管者が、前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失又は、き損した場合はその損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第18条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。
- (4) 連合専用給水装置の適用を受けるとき。

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに、管理者に届け出なければ

ばならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 代理人若しくは管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
- (5) 連合専用給水装置の建物が増改築等により戸数に異動が生じたとき。
- (6) 市の施した標識、封かん類及びメーターを亡失又はき損したとき。

(私設消火栓の使用)

第19条 私設消火栓は、消防又は、消防の演習の場合のほか使用してはならない。

- 2 私設消火栓を消防の演習に使用するとき、管理者の指定する市職員の立会を要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第20条 水道使用者等は善良な注意をもって、水が汚染し又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは直ちに管理者に届け出なければならない。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。
- 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第21条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは検査を行い、その結果を請求者に通知する。

- 2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第22条 水道料金（以下「料金」という。）は水道使用者等から徴収する。

- 2 連合専用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(令元条例22・一部改正)

(給水の用途別)

第23条 給水の用途別は次の各号により区別する。

- (1) 家庭用
- (2) 営業用
- (3) 浴場営業用

- (4) 官公署その他団体用
- (5) 臨時用
- (6) 私設消火栓用
- (7) 連合専用（共同住宅用）

2 前項に定める用途別の適用基準は規程で定める。

(料金)

第24条 料金は、次表に基づき算定した金額に消費税等相当額を加えた金額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

用途・種別	基本料金（1月につき）		超過料金1m ³ につき
	水量	料金	
家庭用	使用水量 8m ³ まで	950円	9m ³ ～20m ³ 180円 21m ³ ～30m ³ 190円 31m ³ 以上 200円
営業用	使用水量 10m ³ まで	1,700円	11m ³ ～30m ³ 210円 31m ³ ～100m ³ 230円 101m ³ ～500m ³ 250円 501m ³ 以上 270円
浴場営業用	1m ³ につき 105円		
官公署その他団体用	使用水量 10m ³ まで	1,800円	11m ³ ～100m ³ 230円 101m ³ ～500m ³ 260円 501m ³ 以上 290円
臨時用	1m ³ につき 480円		
私設消火栓用	1個1回20分以内につき 2,000円		
連合専用	1戸あたりの料金は家庭用を適用する。この場合の料金算定の基礎となる使用水量は各戸均等に使用したものとみなす。		

2 前項の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第111号）第7条第1項各号に掲げる者及び外国領事館等に給水する水道の料金については、基本料金と超過料金の合計額とする。

（平25条例44・令元条例4・一部改正）

(料金の算定)

第25条 料金は、2月毎の検針日にメーターの検針を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、この使用水量は2月で均等に使用したものとみなして計算する。

2 前項の規定にかかわらず管理者が必要と認める場合は、検針日以外の日にはメーターの検針を行い、その水量をもって算定することができる。

(使用水量及び用途の認定)

第26条 管理者は次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) 連合専用給水装置により水道を使用するとき。

(特別な場合に於ける料金の算定)

第27条 月の中途において水道の使用を開始し、若しくは中止し、又は廃止をした場合においても、料金は1カ月分として算定する。ただし、使用日数が15日を超えず、かつ、使用水量が基本水量の2分の1を超えないときは基本料金の半額とする。

2 月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

(料金の徴収方法)

第28条 料金は、納額告知書により、納付、口座振替、又は集金の方法により隔月徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、毎月又は随時に徴収することができる。

(料金の納期限)

第29条 料金の納期限は、第25条に定めるメーター検針の翌月の20日とする。ただし、その日が宜野湾市の休日を定める条例（平成3年宜野湾市条例第16号）に規定する休日に当たるときは、その翌日を納期限とする。

2 前項以外の料金及び第33条で規定する料金、手数料等の納期限は、管理者が指定した期日とする。

(督促及び延滞金)

第30条 前条に規定する料金及び手数料を納期限までに完納しない場合は、管理者は延滞金を課し、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。

- 2 前項の督促状に指定すべき納期限は、発した日から15日以内とする。
- 3 督促状を発した場合においては、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収する。
- 4 第1項の延滞金は、当該未納金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月

経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額とする。

ただし、延滞金については、督促の納期限内に料金を納付した者は免除するものとする。

5 延滞金額の計算の基礎となる未納金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を、未納金額の全額が100円未満であるときはその全額を切り捨てて計算するものとする。

6 延滞金の確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数を、延滞金の確定金額が10円未満であるときはその金額を切り捨てるものとする。

(水道利用加入金)

第31条 水道利用加入金（以下「加入金」という。）は、次表の区分による金額に消費税等相当額を加えた額とし、給水装置の新設及び増径工事申込者から徴収する。ただし、増径工事に係る加入金は、新旧メーターの口径の差額とする。

口径	1栓当り加入金額
13mm	13,000円
20mm	32,000円
25mm	55,000円
30mm	83,000円
40mm	156,000円
50mm	244,000円
75mm	611,000円
100mm	1,040,000円
150mm	2,335,000円

2 加入金は、給水装置工事を申し込む際に徴収する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

3 既納の加入金は、還付しない。ただし、工事を中止し、又は変更した場合においては還付することができる。

(平25条例44・令元条例4・令元条例22・一部改正)

(手数料)

第32条 手数料は、次に掲げるとおりとし、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認めた場合は、申込み後これを徴収することができる。

(1) 給水装置工事設計審査手数料 1件につき 1,500円

(2) 給水装置工事検査手数料 1件につき 3,500円

- (3) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件につき 13,000円
- (4) 指定給水装置工事事業者更新手数料 1件につき 13,000円
- (5) 指定給水装置工事事業者証再発行手数料 1件につき 1,000円

(令元条例22・全改)

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第33条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。

2 料金、手数料等の軽減又は免除に必要な事項は別に規程で定める。

(料金の支払請求権の放棄)

第33条の2 管理者は、料金の支払請求権で消滅時効が完成したものを放棄することができる。

(平22条例12・追加)

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第34条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第35条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(平12条例56・平18条例18・令元条例22・令6条例13・一部改正)

(給水の停止)

第36条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道使用者等が、第20条第2項の修繕費、第24条の料金、又は第32条の手数料を指

定期限内に納入しないとき。

- (2) 水道使用者等が、正当な理由がなく第25条の使用水量の計量、又は第34条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(令元条例22・一部改正)

(給水装置の切離し)

第37条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が、90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(過料)

第38条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第7条の承認を受けないで、給水装置工事をした者
- (2) 正当な理由がなく、第16条第2項のメーターの設置、第25条の使用水量の計量、第34条の検査、又は第36条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第24条の料金、又は第32条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第39条 市長は、詐欺その他、不正の行為によって第24条の料金又は、第32条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

(平12条例12・一部改正)

第6章 貯水槽水道

(平14条例44・追加)

(市の責務)

第40条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し、必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

- 2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(平14条例44・追加)

(設置者の責務)

第41条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の規定によりその水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が別に定めるところにより当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(平14条例44・追加)

第7章 補則

(平14条例44・旧第6章繰下)

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(平14条例44・旧第40条繰下)

附 則

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に、改正前の宜野湾市水道事業給水条例の規定によりなされた承認、許可、申請等の処分又は手続は、この条例の相当規定によってなされたものとみなす。

(延滞金の割合の特例)

- 3 当分の間、第30条第4項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(平25条例44・追加、令2条例26・一部改正)

- 4 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算

した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

（令 2 条例26・追加）

附 則（平成12年 3 月31日条例第12号）

- 1 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月14日条例第56号）

この条例は、平成13年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成14年12月25日条例第44号）

この条例は、平成15年 3 月31日から施行する。

附 則（平成18年10月10日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年10月21日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、平成22年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成25年12月27日条例第44号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 1 月 1 日から施行する。ただし、第24条及び第31条の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の宜野湾市水道事業給水条例第24条の規定は、平成26年 6 月 1 日以後の料金について適用し、同年 5 月31日までの料金については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の宜野湾市水道事業給水条例附則第 3 項の規定は、平成26年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月22日条例第26号）

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月24日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月20日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年12月23日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の宜野湾市の督促手数料及び延滞金徴収条例附則第 2 項、宜野湾市水道事業給水条例附則第 3 項、宜野湾市営住宅設置及び管理条例附則第 6 項、宜野湾市介護保険条例附則第 6 条及び宜野湾市後期高齢者医療に関する条例附則第 3 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 3 月26日条例第13号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。